

学校法人会計について

(1) 学校法人会計基準の説明

学校法人は、「学校教育法」並びに「私立学校法」の規定に基づき私立学校の運営を目的に設立された法人であり、独自の「建学の精神」や「教育研究の理念・目標」に基づいて教育研究事業を遂行する自主性と公共性の高い経営体です。

また、国や地方公共団体から経常費補助金の交付を受けている学校法人は、「私立学校振興助成法第14条」に基づき、文部科学大臣の定める「学校法人会計基準」に従って以下の「計算書類」を作成し、所轄庁に届け出ることが義務付けられています。

① 資金収支計算書

当該会計年度に行った諸活動に対応して生じる全ての資金の収入と支出の内容を明らかにする計算書です。また、諸活動の対応関係にかかわらず、現実に収納もしくは支出した資金の収支の顛末を明らかにしています。

② 活動区分資金収支計算書

資金収支計算書の収支項目を「教育活動」「施設整備等活動」及び「その他の活動」の三つの活動区分に区分し、活動区分ごとの資金の流れを明らかにする計算書です。

③ 事業活動収支計算書

当該会計年度中の事業活動ごとの収入と支出の内容を明らかにするとともに、基本金組入後の均衡状態を明らかにする計算書です。

④ 貸借対照表

会計年度末時点における資産及び負債、純資産の内容及び残高を明示することにより学校法人の財政状況を明らかにする計算書類です。

(2) 学校法人会計基準の改正について

「学校法人会計基準の一部を改正する省令（平成25年4月22日文部科学省令第15号）」が平成27年4月1日に施行され、平成27年度以降の計算書類に適用されています。

※以下の①及び②は、文部科学省高等教育局私学部長通知『学校法人会計基準の一部改正について（通知）』（平成25年4月22日25文科高第90号）より抜粋

① 改正の趣旨

学校法人会計基準は、昭和46年制定以来私立学校の財政基盤の安定に資するものとして、また補助金の配分の基礎となるものとして、広く実務に定着しているところです。

一方で制定以来40年が経過し、社会・経済状況の大きな変化、会計のグローバル化等を踏まえた様々な会計基準の改正、私学を取り巻く経営環境の変化等を受けて、公教育を担う学校法人の経営状態について、社会にわかりやすく説明する仕組みが求められています。

こうした趣旨から、収支状況について経常的な収支と臨時的な収支が区分できるようにすること、新たに活動区分ごとに資金の流れが分かる活動区分資金収支計算書を作成すること等の改正を行うものです。

② 改正の概要

- ・ 資金収支計算書について、新たに活動区分ごとの資金の流れがわかる「活動区分資金収支計算書」を作成すること
- ・ 従前の「消費収支計算書」の名称を変更した「事業活動収支計算書」について、経常的及び臨時的収支に区分して、それらの収支状況を把握できるようにすること
- ・ 現行の基本金組入れ後の収支状況に加えて、基本金組入れ前の収支状況も表示すること
- ・ 貸借対照表について、「基本金の部」と「消費収支差額の部」を合わせて「純資産の部」とすること
- ・ 第4号基本金について、その金額に相当する資金を年度末時点で有していない場合には、その旨と対応策を注記するものとする
- ・ 第3号基本金について、対応する運用収入を「第3号基本金引当特定資産運用収入」として表示すること
- ・ 第2号基本金について、対応する資産を「第2号基本金引当特定資産」として表示すること
- ・ 固定資産の中科目として新たに「特定資産」を設けること
- ・ 第2号基本金及び第3号基本金について、組入れ計画が複数ある場合に、新たに集計表を作成するものとする
- ・ 「消費支出準備金」を廃止すること

(3) 企業会計との相違点

企業は企業会計原則、学校法人は学校法人会計基準に則り経理処理をしています。また、企業が「利益の追求」を目的として経済活動を行っているのに対し、学校法人は「教育研究活動」を事業目的としているため、その活動状況を把握する会計処理や財務諸表には以下のような相違点があります。

	学校法人	企業
事業目的	教育研究活動	利益の追求
会計処理のルール	学校法人会計基準	企業会計原則
財務諸表の種類	資金収支計算書	キャッシュフロー計算書
	事業活動収支計算書	損益計算書
	貸借対照表	貸借対照表
利益処分	なし	株主配当、内部留保等

(4) 主な勘定科目の説明

【資金収支計算書・事業活動収支計算書共通】

学生生徒等納付金	入学金、授業料等、学生から納付される収入
手数料	入学検定料、証明書発行手数料等の手数料収入
寄付金	金銭やその他の資産等を贈与された収入
補助金	国や地方公共団体等から交付される補助金収入
付随事業	医療収入や収益事業にかかる収入
受取利息・配当金	預貯金や有価証券の運用により発生した利息、配当金等
人件費	教職員に支給する本俸、期末手当、所定福利費、退職金等
教育研究経費	教育研究活動に要する経費、学生生徒の厚生等に要する経費
管理経費	教育研究活動以外に要する経費

【資金収支計算書】

前受金収入	翌年度の活動に対する収入（新入学生の入学金、授業料等）
資金収入（支出）調整勘定	資金収支を当該年度の諸活動に対応する収支に調整する勘定
施設関係支出	土地、建物、構築物等の固定資産を取得するための支出
設備関係支出	備品、図書等の固定資産を取得するための支出
翌年度繰越支払資金	当年度末の現預金残高

【事業活動収支計算書】

資産売却(処分)差額	資産を売却した際の売価と帳簿価格との差額
徴収不能引当金繰入額	未収入金の内、徴収不能見込額を計上するもの
減価償却費	固定資産の価値減少分を取得価額から経費として支出に配分する
基本金組入額	<p>学校法人が必要な資産を継続的に保持するため、事業活動収入から組入れた額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1号基本金：取得した固定資産の額 ・ 第2号基本金：固定資産取得計画に充当する金銭等の額 ・ 第3号基本金：基金として継続的に保持・運用する資産の額 ・ 第4号基本金：恒常的に保持すべき資金の額

【貸借対照表】

有形固定資産	1年を超えて使用される有形の資産（土地、建物、備品、図書等）
特定資産	用途が特定された預貯金等
その他の固定資産	有形固定資産、特定資産以外の固定資産
流動資産	現金預金、未収入金等
固定負債	退職給与引当金等
流動負債	未払金、前受金、預り金等
純資産	基本金の部と繰越収支差額の合計（企業会計の自己資本に該当）